

# 国土強靱化年次計画2019(案)の概要

## 1. 年次計画とは

- ✓ 国土強靱化基本計画に基づき、45のプログラムごとに当該年度に取り組むべき主要施策等を取りまとめ。
- ✓ 定量的な指標により進捗を管理し、PDCAサイクルにより、施策の着実な推進を図る。

## 2. “年次計画2019”のポイント

国土強靱化基本計画見直し(平成30年12月)後、最初の年次計画。内容を刷新。

### (1) プログラム推進のための施策の充実

- 令和元年度に取り組むべき主要施策を設定
  - 堤防やダム、排水施設の整備、機能強化等の事前防災対策
  - 重要施設や避難地、避難路の保全のための土砂災害対策
  - 住宅、学校、道路橋梁、水道施設、農業水利施設等の耐震化等
- 災害の教訓、技術の進展等を踏まえ新たな取組を追加
  - 「水防災意識社会」の再構築に向けた関係機関の連携強化
  - 中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進
  - 予測需給均衡度に基づく都道府県の医療ハザードマップ作成
  - 無電柱化に対する支援等
- 民間、地方、国際貢献の取組を推進

### (2) 指標の充実によるPDCAの強化

- 重要業績指標(KPI)をさらに充実(昨年度115→183)
- ベンチマーク指標を導入し、国土強靱化全般の進捗を評価

(例)	項目	現状値	目標値	(%)
【国交】	多数の者が利用する建築物の耐震化率	(2013) 85	95	(2020)
【厚労】	上水道の基幹管路の耐震適合率	(2017) 39	(2022) 50	
【農水】	ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合	(2017) 73	100	(2020)

### (3) 3か年緊急対策の進捗管理

- 事業費ベースの進捗状況(見込み)
  - 制度改正等も活用し対策を着実に実施
  - 本年度までの事業規模の見込み
  - 約5兆円/約7兆円 (約7割)
- 160項目別の箇所数ベースで進捗を把握
  - 令和元年度までに目標達成予定の緊急対策 35項目完了見込み (10項目前倒し完了見込み)

### ② 令和元年度までの成果事例(見込み)

- ✓ 緊急点検の結果、学校施設等のブロック塀等の安全対策が必要な箇所1,000kmを完了
- ✓ 車載型の携帯電話基地局等150台の増設を完了し、昨年度と同規模の災害でも市町村役場における通信サービスを維持
- ✓ 災害拠点病院等の診療機能の3日程度維持するため、非常用自家発電設備125箇所の整備に着手、来年度までに完了
- ✓ 本年度までに約49万kW分、来年度までに約55万kW分の分散型電源等を導入し、エネルギー需給構造を強靱化
- ✓ 本年度までに航空輸送上重要な6空港の浸水対策や3空港の耐震対策に着手し、来年度までに完了

教育

学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策

◎令和元年度までの緊急対策の実施内容(見込み)

概要: 平成30年大阪府北部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受けて行った、全国の学校施設等を対象とするブロック塀等の安全点検等状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を実施する。

府省庁名: 文部科学省

ブロック塀等の安全対策

内容: 安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を実施する。

令和元年度までの実施箇所数: 1,000km

実施成果: 緊急点検の結果、ブロック塀等の安全対策が必要な箇所1,000kmを完了予定

※見込みの箇所数を記載しており、実際の箇所数は今後変わりうる。

実施主体: 学校施設等の設置者



前



後



通信

携帯電話基地局に関する緊急対策

◎令和元年度までの緊急対策の実施内容(見込み)

概要: 平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の主要な携帯電話基地局を対象に、予備電源の整備状況等の緊急点検を行い、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等に課題があったため、迅速な応急復旧のための体制整備を行う。また、通信事業者において、応急復旧手段である車載型基地局等の増設を実施する。

府省庁名:総務省

迅速な応急復旧のための体制整備

内容:

- ① 通信ネットワークの被害・復旧状況の集約作業において、事業者側の情報集約、事業者から総務省への情報受け渡しなどの手順を改善し、総務省側の情報集約を迅速に行えるようにする。
- ② 総務省及び通信事業者における被災直後の初動対応について、具体的な連絡体制や業務フローを改善し、改善した業務フロー等による訓練の実施により、初動対応の実効性を確保できるようにする。

令和元年度までの実施箇所: 応急復旧の体制

実施成果: 迅速な応急復旧のための体制を構築するために、初動対応における業務フロー等の策定を完了予定

実施主体: 国、通信事業者

車載型基地局等の増設

内容: 大規模災害時に主要基地局の機能維持が難しいおそれが高い応急復旧対策拠点<sup>※1</sup>に配備する車載型基地局等を増強することで、管轄下のサービスエリア支障を防止。

<sup>※1</sup> 停波した携帯電話基地局の応急復旧のため、車載型基地局、可搬型伝送路設備、移動式電源設備等を保有する拠点。

令和元年度までの実施箇所数: 150台<sup>※2</sup>

<sup>※2</sup> 見込みの箇所数を記載しており、実際の箇所数は今後変わりうる

実施成果: 平成30年度と同規模の災害が発生しても、市町村役場等における通信サービスを維持するために、車載型基地局等の増設を完了予定

実施主体: 通信事業者



車載型基地局

**病院** 災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策

◎令和元年度までの緊急対策の実施内容(見込み)

概要: 平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象に非常用自家発電設備の整備状況等の緊急点検を行った結果、災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。

府省庁名: 厚生労働省

**非常用自家発電設備の増設等の補助**

内容: 非常用自家発電設備の増設等(※)に必要な経費の補助を行う。

※ 3日程度診療機能を維持するために必要な非常用自家発電装置の燃料タンクの増設、病院内に燃料備蓄が可能な非常用自家発電装置への更新

令和元年度までの実施箇所数(見込み):

民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター 125病院(※)

※見込みの箇所数を記載しており、実際の箇所数は変わりうる。

実施成果: 災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、病院の診療機能を3日程度維持できる非常用自家発電設備の整備の支援に向けて調整中。

実施主体: 民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター

(非常用自家発電装置)





電力

電力インフラの強靱化に関する緊急対策

◎令和元年度までの緊急対策の実施内容(見込み)

概要：平成30年北海道胆振東部地震によって北海道全域の大規模停電(ブラックアウト)が発生したことを受け、電力広域的運営推進機関に設置された第三者委員会における検証作業等も踏まえ、全国の電力インフラ総点検を行った結果、現行の法令等に照らし問題のある設備はないことと、一部においては運用面での対策を講ずることで全体としてはブラックアウトの再発を防止できることなどが確認された。その上で、更なる電力供給の強靱化に向けて、供給力・予備力の確保や地域間連系の強化等に加え、電力・ガス、燃料の安定供給や、サプライチェーン上重要な事業所・工場、生活必需品の生産拠点等の経済活動が継続できるよう、約55万kW分の自家用発電設備や蓄電システム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。

府省庁名：経済産業省

停電の影響緩和策等

内容：災害時においても、電力・ガス、燃料の安定供給や、サプライチェーン上重要な事業所・工場、生活必需品の生産拠点等の経済活動が継続できるよう、自家用発電設備や蓄電システム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。

令和元年度までの実施箇所数：約49万kW ※3か年の対策箇所数：約55万kW

成果：エネルギー需給構造の強靱化のため約49万kW分の分散型電源等の導入が全て完了見込み。

実施主体：都道府県、民間事業者、個人



非常用発電設備



ガスヒートポンプエアコン

空港

航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(基本施設)

◎令和元年度までの緊急対策の実施内容(見込み)

概要: 平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、護岸や排水施設の設計条件等の緊急点検を行った結果、部分的な沈下等により必要な護岸高さを確保できていない施設や浸水の可能性が懸念される施設があることが判明したため、護岸の嵩上げや排水機能強化による緊急対策を実施する。また、液状化の可能性が懸念されることが確認された滑走路等について、所要の耐震対策を実施する。

府省庁名: 国土交通省

護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策

内容: 必要な護岸高さを確保できていない箇所について、護岸の嵩上げを実施する。また、特に浸水の可能性が懸念される箇所について、排水機能の強化を実施する。

令和元年度までの実施箇所数:

6空港

※3か年の対象箇所数: 6空港



<既存護岸の嵩上げ>

実施成果:

航空輸送上重要な空港等16空港のうち、特に浸水の可能性が懸念される空港として、6空港の対策に着手

実施主体: 国、民間

滑走路等の耐震対策

内容: 滑走路等の耐震対策を実施する。

発災後3日を目処に定期民間航空機の運航を再開するために滑走路等の耐震対策が必要な空港

令和元年度までの実施箇所数

3空港

※3か年の対象箇所数: 3空港



<基本施設の液状化対策>

実施成果:

航空輸送上重要な空港等16空港のうち、14空港(緊急対策としては、3空港のうち1空港完了)の2,500m以上の滑走路の耐震対策を完了

実施主体: 国